

令和5年広審第20号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年1月11日09時40分

岡山県松島南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登 録 長 8.29メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 132キロワット

3 事実の経過

Aは、平成7年12月に進水し、船体中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー及び魚群探知機一体型GPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、a受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和5年1月11日07時30分岡山県寄島漁港の係留地を発し、香川県小与島付近で釣りを行ったのち、松島南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、松島南西方沖合で釣りを行った経験があり、GPSプロッターには同沖合に鳴瀬と称する浅所が表示されていたので、鳴瀬の存在を承知していた。

a受審人は、前示釣り場に到着したのち、09時30分櫃石港4号防波堤灯台（以下「櫃石港灯台」という。）から068度（真方位、以下同じ。）800メートルの地点で、機関を中立運転とし、船首を北東方に向けて漂泊を始め、折からの潮流により327度の方向に1.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されながら流し釣りを行った。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、船尾甲板右舷側で立った姿勢で釣りを行い、09時34分半少し前櫃石港灯台から051度800メートルの地点に達したとき、鳴瀬まで300メートルとなり、その後鳴瀬に向かって圧流される状況であったが、釣りを行うことに気をとられ、GPSプロッターを活用して鳴瀬との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、鳴瀬に向かって圧流されたまま漂泊を続け、09時40分僅か前GPSプロッターの魚群探知機モードにより水深が浅くなっていることに気付いたものの、どうすることもできず、

09時40分櫃石港灯台から031度890メートルの地点において、Aは、船首が045度を向いたまま、鳴瀬に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好で、乗揚地点付近には北西方に向かう強い潮流があった。

乗揚の結果、アウトドライブユニットが脱落し、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、松島南西方沖合において、流し釣りをを行いながら漂泊する際、船位の確認が不十分で、鳴瀬に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、松島南西方沖合において、流し釣りをを行いながら漂泊する場合、鳴瀬に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用して鳴瀬との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣りをを行うことに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、鳴瀬に向かって圧流される状況に気付かないまま漂泊を続けて鳴瀬に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じ、廃船させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年1月11日

広島地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也